

答申乙第5号

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、以下の部分を除き開示すべきである。

- 1 面接票(1)の面接担当者氏名
- 2 面接票(2)の「備考」欄及び「所見」欄
- 3 面接票(3)の面接担当者氏名
- 4 面接票(4)の面接担当者氏名及び「チェックポイント」欄

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年3月19日付けで「宮城障害者職業能力開発校平成14年度入学試験の可否の理由」及び「面接の内容を書いたもの」について自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る個人情報を含む行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、以下(1)及び(2)を特定した。
 - (1) 平成14年度 科入校選考総合判定表
 - (2) 面接票(1)，面接票(2)，面接票(3)，面接票(4)

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち(1)を開示し、(2)については、一部を除いて開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件行政文書の一部を開示しない理由を次のとおり付して、平成14年4月2日付けで異議申立人に通知した。

条例第14条第4項第2号に該当する。

「請求に係る個人情報の中には上記に該当する部分があり、開示することにより、入校選考の事務事業の目的が達成されなくなり、今後の入校選考の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を与えるおそれがあると認められるため。」

- 3 異議申立人は、平成14年5月2日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び補佐人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書及び追加意見書において主張している内容並びに異議申立人及び補佐人が宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述において主張している内容は以下のとおりである。

(1) 異議申立てに至った事情等について

異議申立人は平成14年2月に宮城障害者職業能力開発校（以下「職能校」という。）を受験し不合格となったが、職能校からの不合格の理由説明が十分ではなく、また、面接内容に不満があるため、入校選考に関する行政文書の開示を受け、合否の理由や面接内容を確認し、事実と違う部分は訂正したいと考えている。

(2) 本件処分が違法又は不当であることについて

イ 自分の評価についての情報であるにもかかわらず部分開示、しかも大部分が非開示という処分は不当である。

ロ 実施機関は試験内容を公開すると今後の入校選考に支障があると主張するが、高等学校や大学の入学試験において過去の問題が公開されていることを考慮すれば、試験内容を開示したとしても今後の入校選考に支障があるとは認められない。

ハ 面接票の内容を開示できないのは、毎年実施している試験内容が変わっていないからではないか。一度試験問題を公開し、関係者の意見を聴き、時代背景にあった試験内容に改めるべきである。

ニ 自分以外の者の発言内容だからという理由で、自分の生育歴に関する情報が開示されないのはおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が個人情報の部分開示決定の理由説明書及び審査会における意見陳述等において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 職能校について

職能校は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき国が設置し、県が運営を委託されている国立県営の施設であり、障害者の職業能力開発を通じて、自立の支援を図ることを目的としている施設である。職能校には身体障害者を対象とした訓練科が7科、知的障害者を対象とした訓練科が2科設置されており、願書を提出するためには公共職業安定所の職業相談を受ける必要がある。

（一部省略）

2 本件行政文書等について

本件行政文書は異議申立人が職能校を受験した際の面接内容等を記録したものであり、入校選考に当たっての評価に関する情報が記載されている。これらの情報は公表されていないことから、開示を受けた者は、次回以降の入校選考で有利となり、入校選考の公平性が保たれなくなるおそれがある。

また、面接担当者の氏名を開示することにより、次回以降の入校選考において、面接担当者が外部からの働きかけや圧力等の干渉を受けるおそれが生じ、入校選考という事務事業の公正な執行を確保することが困難となる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は、異議申立人が職能校を受験した際の面接内容等を記載したもの

であるが、本件処分において部分開示された面接票(1)から(4)までの内容は以下のとおりである。

イ 面接票(1)

当該文書には、異議申立人の氏名、生年月日、障害の程度等のほか、動作能力の判定、面接担当者氏名、能力及び職種判定等の情報が記載されている。

このうち、「動作能力の判定」欄中「動作」、「判定」、「面接担当者氏名」、「能力()」及び「訓練の可能性」に関する情報が非開示とされている。

ロ 面接票(2)

当該文書には、異議申立人の受験番号、氏名等のほか、項目及びそれに対する評価、訓練の可能性、総合判定及び面接担当者の所見等の情報が記載されている。

このうち、「項目」及びそれに対する「評価」、「備考」、「訓練の可能性」、「総合判定」及び面接担当者の「所見」が非開示とされている。

ハ 面接票(3)

当該文書には、異議申立人の氏名、生年月日、住所等のほか、面接担当者氏名及び異議申立人の保健に関する情報が記載されている。

このうち、「面接担当者氏名」のほか、異議申立人の「生育歴」、「健康状態」、「家庭及び本人の状況」等、面接担当者が異議申立人の母から聴取した情報が非開示とされている。

ニ 面接票(4)

当該文書は身体の稼働能力(残存機能)チェックリストであり、面接担当者氏名、運動に関する項目、チェックポイント及び評価等の情報が記載されている。

このうち、「面接担当者氏名」、「チェックポイント」及び「評価及び状態」に関する情報が非開示とされている。

3 条例第14条第4項第2号の該当性の検討

条例第14条第4項第2号は「個人の指導、評価、選考、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、評価、選考、判定、診断等の事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるとき」に該当する場合、実施機関は当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。

実施機関が非開示とした情報を以下のとおり分類し、同号該当性を検討する。

(1) 評価項目及び評価について

実施機関は、本件行政文書には評価に関する情報が記載されており、開示することにより次回以降の入校選考において公平性が保たれなくなる等、入校選考の公正な執行に支障が生じるおそれがある旨主張している。

以下において、さらに評価項目と評価に分類し、同号該当性を検討する。

イ 評価項目について

面接票(1)「動作能力の判定」欄、「 」欄及び面接票(2)「項目」欄に記載された評価項目についての情報は日常生活を送る上で必要な基本的な事項である。これらの内容には、当然に異議申立人が面接を受けた際の質問が含まれており、すでに入校選考を受けた異議申立人が了知しているであろう事実と考えられる。

また、実施機関の説明によると、職能校の受験者の多くは養護学校出身者であり、出身校から過去の入校選考に関する情報を得られる可能性があるが、養護学校出身者以外の受験者との間で入校選考における合格率にほとんど差がないことが認められる。

職能校における入校選考は、受験者個人のありのままの能力や適性を把握することを目的として行われているものと考えられ、仮に事前に情報を得た上で入校選考に臨んだとしても、入校選考の結果に影響を及ぼすことはないものと考えられる。

したがって、これらの情報を開示したとしても、次回以降の入校選考において、異議申立人とその他の受験者との間の公平性が損なわれるとは認められない。

なお、面接票(4)のうち「チェックポイント」欄には、入校選考の際に受験者が行う運動に関し、面接担当者がチェックするポイントが記載されている。

これらの情報は上記の評価項目とは性格を異にし、面接担当者が評価を行う際の着眼点を受験者が知り得る情報である。入校選考で行われる体操が広く一般に知られているものであることを考慮すると、これらを開示することにより、受験者が入校選考への事前対策を行うことが可能となり、面接担当者が身体の稼働能力(残存機能)を把握するという入校選考の目的を達成できなくなるおそれがあるだけでなく、将来の同種の事務事業の公正な執行にも支障が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、実施機関がチェックポイントに関する情報を非開示としたことは妥当であると考えられる。

ロ 評価について

上記イの評価項目についての評価は、面接担当者の裁量的要素を含むものの、全く自由に主観的な判断を行えるものではなく、面接の際の受験者の発言や行動を客観的に評価しているものと考えられる。

また、面接票(1)「動作能力の判定」欄、「 」欄の評価、面接票(1)及び面接票(2)の「訓練の可能性」、面接票(2)の「総合判定」並びに面接票(4)の「評価及び状態」欄に記載された情報は、すでに開示された入校選考総合判定表と同種の情報であると認められる。

さらに、面接票(1)の「動作能力の判定」欄の評価の一部がすでに開示されていることを考慮すると、これらの情報を開示したとしても、入校選考の公正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

(2) 面接担当者氏名について

実施機関は面接担当者の氏名について、開示することにより次回以降の入校選考において、外部からの働きかけや圧力等の干渉のおそれがあり、入校選考の公正、円滑な執行を確保するため非開示とした旨主張している。

一般に面接担当者氏名については、受験者が了知していない情報であり、受験者が面接等の試験内容に不満を持つ場合、受験者や関係者が面接担当者氏名を知ることにより、面接担当者に対し圧力等の干渉を行う可能性を全く否定はできない。

面接担当者に対する圧力等の干渉により、当該面接担当者は精神的な苦痛を受けることが予想され、その結果、面接の公正、円滑な執行が妨げられるおそれがある以上、面接担当者氏名を非開示とした実施機関の判断はやむを得ないものと考えられる。

(3) 「所見」及び「備考」欄について

実施機関は、「所見」及び「備考」欄を開示することにより次回以降の入校選考において公平性が保たれなくなる等、事務事業の公正な執行に支障を生じるおそれがある旨主張している。

面接票(2)の「所見」及び「備考」欄には、面接担当者が簡潔に率直な意見を記載することが期待されている。

これらの情報を開示すると、記載内容が面接担当者の意図とは異なる形で受験者に受け取られる可能性があり、受験者が無用の誤解を抱くおそれがある。

また、受験者が職能校の評価に疑問や不満を持つことを面接担当者が懸念し、面接票への記載内容を一般的な表現に差し控えるなど形骸化し、面接による受験

者に対する適切な評価を困難にするおそれがあるものと認められる。

以上のことから、「所見」及び「備考」欄を開示すると、面接による評価を重視している職能校における入校選考に支障が生じ、また、今後反復継続して行われる入校選考の公正な執行にも支障が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、実施機関が「所見」及び「備考」欄を非開示としたことは妥当であると考えられる。

(4) 保健に関する情報について

実施機関は、面接票(3)には保健についての評価の情報が記載されており、当該情報を開示した場合に、次回以降の入校選考において公平性が保たれなくなる等、入校選考の公正な執行に支障が生じるおそれがある旨主張している。

面接票(3)に記載された保健に関する情報は、異議申立人の母が職能校における面接の際に、異議申立人の生育歴及び健康状態、異議申立人の家庭の状況等について発言した内容を面接担当者が聴取して記載したものであり、面接担当者の評価に関する情報は、ほとんど記載されていない。

このため、これらを開示したとしても、次回以降の入校選考の公正な執行に支障が生じるおそれはないと認められる。

なお、保健に関する情報は、異議申立人以外の個人である異議申立人の母の発言を記載したものであると実施機関は意見聴取の際に主張している。

確かに、同一世帯に居住する親子の間においても秘匿されるべき個人情報存在するが、当該文書の記載内容は異議申立人の生育歴等に関する情報であり、異議申立人が了知しているであろう事実と考えられ、これらの情報を開示したとしても、発言者である異議申立人の母の権利利益を侵害するおそれはなく、条例第14条第4項第3号ただし書に該当するものと考えられる。

4 結論

以上1から3までを十分に踏まえ、実施機関が非開示と判断した部分について審査会が行った判断は別表1のとおりである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表1 実施機関が非開示と判断した部分に対する審査会の判断

行政文書	本件行政文書の該当部分	審査会の判断	判断の根拠
面接票 (1)	「機能」欄中の「動作」欄 (1, 2, 3, 4, 5, 8)	開示	異議申立人が了知しているであろう事実
	「機能」欄中の「判定」欄 (1, 2, 3, 4, 5, 8)	開示	入校選考の公正な執行に支障なし
	面接担当者氏名	非開示	入校選考の公正, 円滑な執行に支障あり
	「 」欄の項目	開示	入校選考の公正な執行に支障なし
	「 」欄の評価	開示	すでに開示された入校選考総合判定表に記載された情報と同種の情報
	「訓練の可能性」欄	開示	
面接票 (2)	「項目」欄	開示	異議申立人が了知しているであろう事実
	「評価」欄	開示	入校選考の公正な執行に支障なし
	「備考」欄	非開示	入校選考の公正な執行に支障あり
	訓練の可能性	開示	すでに開示された入校選考総合判定表に記載された情報と同種の情報
	総合判定	開示	
	所見	非開示	入校選考の公正な執行に支障あり
面接票 (3)	「生育歴」欄	開示	入校選考の公正な執行に支障なし (異議申立人以外の個人の権利利益の侵害のおそれなし)
	「家族構成」欄中の「備考」欄	開示	
	「健康状態について」欄	開示	
	「家庭及び本人の状況」欄	開示	
	面接担当者氏名	非開示	入校選考の公正, 円滑な執行に支障あり
面接票 (4)	面接担当者氏名	非開示	入校選考の公正, 円滑な執行に支障あり
	「チェックポイント」欄	非開示	入校選考の公正な執行及び将来の同種の事務事業の公正な執行に支障あり
	「評価及び状態」欄	開示	入校選考の公正な執行に支障なし

別表2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14 . 6 . 14	諮問を受けた（諮問乙第6号）
14 . 7 . 1 （第50回審査会）	事案の審議を行った。
14 . 7 . 23	異議申立人から意見書を受理した。
14 . 8 . 5 （第51回審査会）	実施機関から意見聴取を行った。 事案の審議を行った。
14 . 8 . 28	異議申立人から追加意見書を受理した。
14 . 9 . 4 （第52回審査会）	異議申立人及び補佐人から意見聴取を行った。 事案の審議を行った。
14 . 9 . 27	異議申立人から追加意見書を受理した。
14 . 10 . 15 （第53回審査会）	事案の審議を行った。
14 . 11 . 13 （第54回審査会）	事案の審議を行った。
14 . 12 . 6 （第55回審査会）	事案の審議を行った。
14 . 12 . 20 （第56回審査会）	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成15年1月7日現在)

氏名	職名	備考
あべ じゅんこ 阿部 順子	仙台Y M C A国際ホテル専門学校講師	
いさか まさひろ 井坂 正宏	東北学院大学法学部講師	
なるせ ゆきのり 成瀬 幸典	東北大学大学院法学研究科助教授	会長職務代理者
ばば とおる 馬場 亨	弁護士	会長
むらまつ あつこ 村松 敦子	弁護士	

(五十音順)